

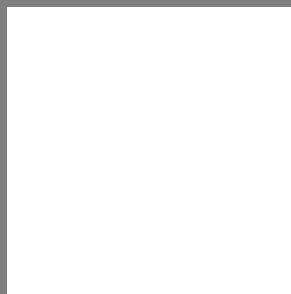
子どもの生活状況に関する 調査ご協力のお願い

常滑市では現在、「(仮称)常滑市こども計画」を策定しています。

この計画は、子ども・若者が、体も心も健康で幸せにすごすことができるよう、常滑市としてどんなことに取り組んでいくかをまとめるもので、令和9年4月からの計画となる予定です。計画策定にあたり、実際に常滑市で子育てをしているみなさんの声を聞き、取組みに役立てていきたいと考えています。

お子さんの学校生活のこと、普段の暮らしのこと、困っていること、こうなつたらいいなと思うことなど、ぜひあなたの声を聞かせてください！

ご回答はこちらから！



《URL》
<https://>

《回答しめきり》

2026 2/20(金)

左の二次元コードを、スマホまたはタブレットで読み取ってください！

※回答は一人につき1回です



お問い合わせ先

常滑市 こども健康部 子育て支援課

電話 0569-47-6150 / FAX 0569-35-7879

メールアドレス koshien@city.tokoname.lg.jp

アンケートの内容以外でも、「こんなことに困っている」「助けてほしい」ことがあれば、遠慮なくご連絡ください。また、ご自身でのアンケート回答が難しい場合も、回答支援をいたしますのでご連絡ください。

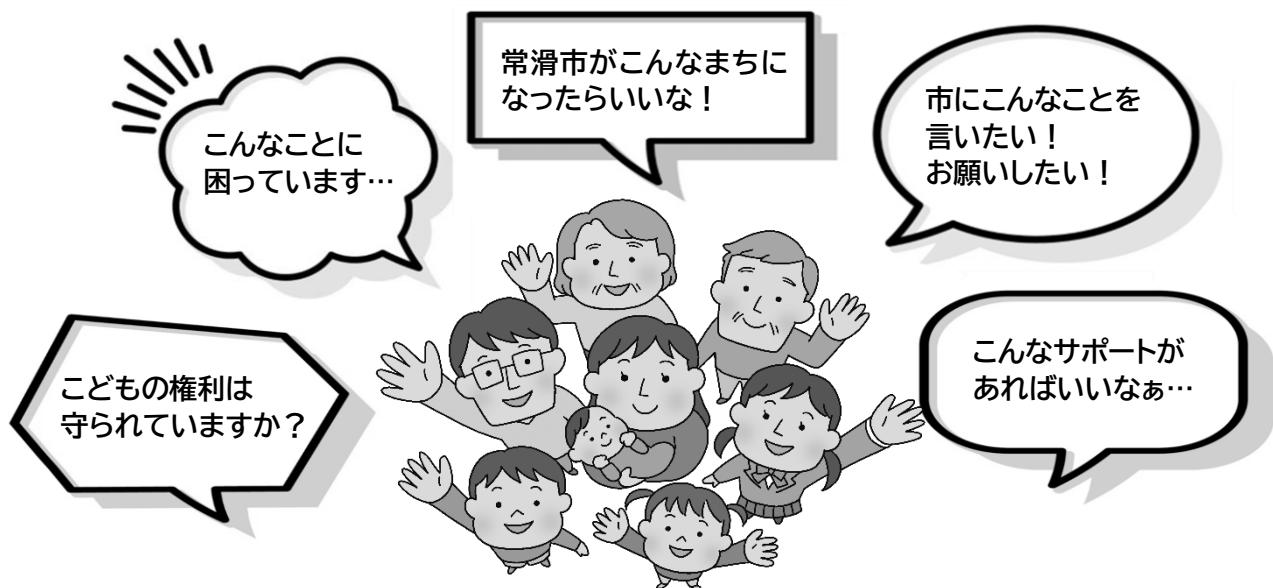


アンケートで答えていただいた意見は…

「(仮称)常滑市こども計画」をつくるために活用します！

令和9年度から開始する「(仮称)常滑市こども計画」をつくるためにいがします。

この計画は、常滑市で暮らす全てのこどもや若者、子育てをしている人たちが、体も心も健康で幸せにすごすことができる「こどもまんなか社会」に向けた支援の方向性を総合的に取りまとめた計画です。子育て支援者や若者支援者、教育関係者などで構成する会議や市役所内で話し合いながら策定します。その時に、みなさんから頂いた回答を、子育て当事者の意見として参考にします。



「こども基本法」を知っていますか？

こども・若者が自分らしく幸せに成長でき、安心して暮らしていくよう、全国全てのまちが、こどもや若者にとって何が最も良いことかを一番に考え、こども・若者の意見を聞きながら、様々な取組みを進めていくため、令和5年にできた法律です。こどもを「保護の対象」としてだけでなく、「意見をもつ大切な一人の人」として尊重することを定めています。

この法律をもとに、国や自治体はこども・若者や子育て当事者の声を聞き、支援の仕組みを整えていくことが求められています。



「子どもの権利条約」を知っていますか？



「子どもの権利条約」は、世界の全てのこどもが、幸せに生き、成長するための権利を守るための国際的な条約です。

日本もこの条約を守る国の一つとして、こどもが自分の意見を言い、安全で安心に暮らせるよう取り組んでおり、この考えをもとに上記の「こども基本法」が制定されました。